

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	下條村

## 下條村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 振興課経済係  
所 在 地 長野県下伊那郡下條村睦沢8801-1  
電 話 番 号 0260-27-2311  
F A X 番 号 0260-27-3536  
メールアドレス keizai@vill.shimojo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・タヌキ カラス・ツキノワグマ・ニホンザル
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	下條村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
ニホンジカ	野菜、水稲	0.04	59
イノシシ	野菜、水稲	0.07	66
ハクビシン	野菜、果樹	0.04	44
タヌキ	野菜	0.02	16
カラス	果樹	0.02	34
ツキノワグマ	果樹	(被害微小)	(被害微小)
計		0.19	219
その他		0.03	6
合計		0.22	225

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

### (2) 被害の傾向

ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマは、従来から村の西側に広がる山麓沿いと村境周辺の山中に生息しているが、餌を求めて里山周辺の農地に十数年ほど前から頻繁に出没するようになり、それに加え泰阜村・阿南町方面から下條村内へ移動してくる個体も増えている。特にツキノワグマは近年、里地周辺への出没、目撃が増えており、錯誤捕獲の発生が年に数回発生している。目立った農林業被害はないが、果樹園付近での目撃や、樹木へのクマハギ被害も数年前に確認されている。ハクビシン、タヌキ等の小型獣は、以前より村内全域に生息しており、野菜や果樹を中心に農作物に被害を生じさせ、カラスは、親田地区を中心とする果樹団地に飛来し、果樹に被害を出している。ニホンザルの群れは近年確認されていないが、時折ハナレザルの目撃もあることから、近隣町村と情報連携をとり、下條村への流入を警戒し、被害が発生しないよう注視していく。

有害鳥獣捕獲隊による駆除を実施しているが、その繁殖の早さに駆除が追い付かず、村の西側に広がる山麓沿いと東側の天竜川沿いの両側から、村の中心部に向かって、出没箇所および被害面積は拡大傾向にある。それに合わせるように、被害作物の種類も増加傾向にある。鳥獣全体的に、出没時期は3月下旬から11月までが多いが、1月、2月の冬季にも捕獲される個体は多い。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積(ha)	金額（千円）	被害面積(ha)	金額（千円）
ニホンジカ	0.04	59	0.03	53
イノシシ	0.07	66	0.06	59
ハクビシン	0.04	44	0.03	39
タヌキ	0.02	16	0.01	14
カラス	0.02	34	0.01	31
ツキノワグマ	(被害微小)	(被害微小)	(被害微小)	(被害微小)
計	0.19	219	0.14	196

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	下條村猟友会の会員による「下條村鳥獣被害対策実施隊」（以下実施隊）を結成し、捕獲にあっている。また、狩猟免許取得希望者の負担が出来るだけ少なくなるよう取得手数料は村で負担している。銃所持許可者には射撃教習や弾丸代などの、銃を維持する経費に対して定額補助を行っている。	依然として、ニホンジカ等鳥獣による農林業被害が発生している。捕獲数の増減はあるが、各獣種とも横ばいか、増加傾向にあり、実施隊による捕獲を強化していく必要がある。一方で猟友会員の高齢化やなり手不足で狩猟者の確保が今後難しくなることが想定される。特に銃猟免許の所持者の確保が課題であり、新規狩猟者および銃猟者の確保策を進めていく必要がある。
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	鳥獣による農作物被害防止のため、村民による、農地への電気柵など有害鳥獣被害防止資材の購入費に対して半額を村で補助する制度を実施している。（下條村有害鳥獣被害防止対策事業補助金）これにより農家各戸で電気柵を農地へ設置し、鳥獣による被害軽減を図っている。	農作物被害対策として、電気柵の設置は有効であり、農家の自己防衛意識の醸成などにも貢献しているが、柵の誤った設置方法では防除効果も半減してしまうため、今後は電気柵の正しい設置方法についての啓蒙も課題である。
生息環境管理その他の取組	放任果樹の除去については、村内広報で呼びかけ、村民による早期の摘果を促進している。またツキノワグマへの注意喚起として、県実施の「けものおと」アプリを村民へ広報し、クマの出没情報などの取得に利用をするように喚起を行った。	藪払いや放任果樹の除去などは、基本的に村民の自主性にゆだねていることもあり、実効性が薄いことが課題である。そのためには、危険鳥獣の特性を村民に十分に理解してもらい、生息環境管理の必要性を認識してもらうために、より啓蒙を進めていく必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

引き続き実施隊による捕獲を促進し、農林業への被害軽減を図るとともに、狩猟者の負担軽減のための補助施策や、狩猟免許取得に関する補助制度の充実など、新規狩猟者確保を進めていく。また電気牧柵の設置補助なども村民へ利用を進めていく。あわせて、放任果樹の除去などの生息環境管理を、地域住民への啓発を行っていく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

引き続き実施隊による捕獲を促進する。

「下條村鳥獣害対策実施隊」(平成26年発足)隊員数27名(令和7年5月時点)

- ・飯伊連合猟友会の有害鳥獣捕獲従事者適格者名簿のうちから、毎年村長により任命。
- ・必要に応じて、農林業関係者等によるわなの見回り、連絡等のサポートを実施し、対象鳥獣捕獲員の身体的負担軽減を図る。
- ・わな免許所持者により、村民等から依頼のあった農地へのわなの架設を行い、隊員各自により見回りを行う。および依頼者により見回りの補助を行う。
- ・捕獲時の止め刺しは、ニホンジカ、イノシシなど大型獣にあっては、第一種、第二種銃猟免許所持者の応援により、銃器により止め刺しを行う。それ以外の獣種については、わなの架設者により、適切に止め刺しを行う。
- ・ツキノワグマ等危険鳥獣出没時の緊急捕獲および緊急銃猟では、実施隊のうち第一種免許所持者でライフル銃の所持者には、ライフル銃での捕獲を依頼する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要

がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8	ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ カラス ツキノワグマ ニホンザル	対象鳥獣の駆除謝金を捕獲数に応じて支給する。また捕獲実績に定評のある「笠松式くくりわな」を実施隊員に支給し、捕獲を後押しする。 捕獲活動に伴うわなの見回りに対する謝金の支給、新規狩猟免許取得希望者への取得支援、捕獲技術向上のための講習会、被害防止対策の普及啓発活動などを実施する。またクマによる農林業被害対策を微害に抑えるため安全に捕獲できる檻を導入する。
令和9	同上	同上
令和10	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲計画数については、長野県が定める鳥獣保護管理事業計画との整合性を確保しつつ、過去の捕獲実績及び農林業被害状況、生息状況を勘案した中で状況に応じた捕獲を実施する。なお、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、かつ現状に即した捕獲計画を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	75頭	75頭	75頭
イノシシ	40頭	40頭	40頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
カラス	200羽	200羽	200羽
ツキノワグマ	2	1	1
ニホンザル	必要数	必要数	必要数

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンジカ、イノシシについては、銃及びわな・檻での捕獲を村全域において年間を通じて行う。ハクビシン、タヌキ等の小型獣については、檻での捕獲を被害地域中心に、年間を通じて行う。カラスについては、果樹団地を中心に、夏～秋にかけて檻を設置し捕獲する。また、ツキノワグマについては必要に応じて実施し、出没状況、被害状況を考慮して銃及びわな・檻での捕獲を被害地域中心に行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>従事者が接近できない場所に出没した大型獣（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ）を捕獲する場合に使用する必要があり、特に大型獣の有害捕獲においては、捕獲中に従事者に危害を及ぼす可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。</p> <p>ライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。</p> <p>(1) 捕獲対象が、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ等の大型獣であること。</p> <p>(2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間内及び場所であること。</p> <p>(3) 人身被害発生の可能性がある等の緊急時において、ライフル銃以外の手段では従事者の安全を確保した捕獲を実施できない場合であること。</p> <p>(4) 地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。</p> <p>(5) その他、ライフル銃の使用について警察等の了解が得られた場合であること。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
下條村	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ	電気柵 (L=2,000m)	電気柵 (L=2,000m)	電気柵 (L=2,000m)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ	電気柵の見回り・現地指導の実施体制を検討	電気柵の見回り・現地指導の実施体制を検討	電気柵の見回り・現地指導の実施体制を検討
カラス ニホンザル	花火等煙火による追い払いを実施	花火等煙火による追い払いを実施	花火等煙火による追い払いを実施

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8	ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ ニホンザル	長原地区において、果樹組合で集落等捕獲隊を結成しており、積極的に被害対策に取り組んでいる。今後も補助事業等を活用しながら継続して実施する。また、住民による放置果樹、廃棄果樹等誘因物の除去などの周辺見回りとともに、防護ネットや電気柵の設置、県の治山事業や森林整備事業などを組み合わせながら被害防止対策を実施する。
令和9	同上	同上
令和10	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

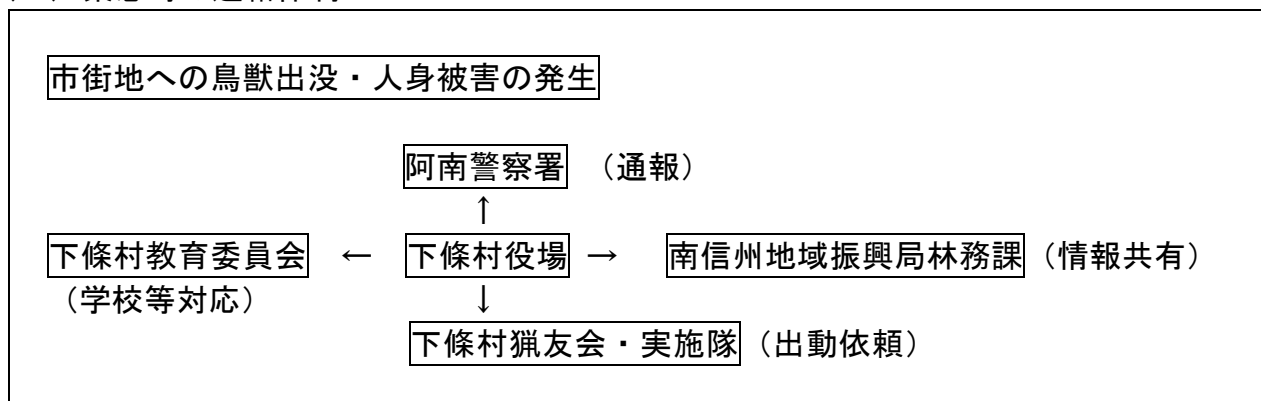
関係機関等の名称	役割
南信州地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣捕獲の専門的指導、助言</li> <li>県民への情報提供及び注意喚起</li> </ul>
阿南警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査、有害鳥獣捕獲業務の実施</li> <li>必要に応じパトロールの実施</li> </ul>
下條村猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査、対象鳥獣の捕獲、駆除</li> <li>必要に応じ見回りの実施</li> </ul>
下條村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象鳥獣の捕獲指示を発出</li> <li>地域住民への注意喚起</li> <li>関係機関との情報共有。</li> </ul>

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについて、捕獲後は、出来るだけ自家消費に努めることとするが、状況に応じて現場埋設とする。ハクビシン、タヌキ、カラスについて現場埋設とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	捕獲個体をペットフードに加工して販売する事業者もあり、有効利用に努めている。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	下條村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
下條村農業委員会	各担当地域の被害状況の把握
J Aみなみ信州下条支所	下條村内の農業被害状況の把握
飯伊連合猟友会下條支部	捕獲従事者として被害状況の把握
南信州農業農村支援センター	下條村内の農業被害状況の把握
飯伊森林組合下條事務所	下條村内の林業被害状況の把握
農業技術者連絡協議会	下條村内の農業被害状況の把握
下條村役場	事務局
各地区連絡員(サブ機関)	地元地域の被害状況・対策の確認

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南信州野生鳥獣保護管理対策協議会	各市町村等の連携及び広域的な被害対策等の連絡調整
南信州野生鳥獣被害対策チーム	適切な被害防除対策の指導と協力

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月に「下條村鳥獣被害対策実施隊」を設置済み。 隊長(村猟友会長)の指揮のもと、下條村役場職員及び下條村猟友会員により組織し、鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣の捕獲及び駆除、被害調査等を行う。 隊員数：27名
---

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

実施隊による捕獲活動だけでなく、侵入防止や誘因物除去などの環境整備にも取り組めるよう、事例を収集し、検討する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広域連携による対応の必要性があるツキノワグマ、ニホンザルについては、隣接市町村と出没状況や、対応方法など情報交換を密にし、連携して被害対策に取り組む必要がある。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け7森推第1163号同意